

## 15. 地域社会との関わり

各地でボランティアによる2ケタの販売者サポート組織が出来ています。ビッグイシュー販売者には、マニュアルはありません。マニュアルではない心を込めた「ありがとう」がさわやかな街角コミュニティをつくっている、といわれています。また、自立をめざす販売者の姿に励まされる、という声もよく寄せられます。

## (4) NPO 法人自立支援センターふるさとの会

### 1. 取組主体名

NPO 法人自立支援センターふるさとの会

### 2. 協働の相手方

- ・ 東京都福祉保健局
- ・ 福祉事務所（カンファレンスなど）
- ・ 地域（町会、不動産屋等）
- ・ 地域ケアネットワーク（地域の医療関係者、介護事業所、福祉事務所、NPO など事業者のネットワーク「地域ケア連携をすすめる会」を運営（17 団体・個人で運営委員会を構成）。「台東区・墨田区・荒川区を中心に、路上生活者・生活保護受給者など生活が困難な状況にある人々に対し、居住支援を社会サービスの事業者が連携し、安定した住居と生活、及びより善い医療・保健・福祉サービスを提供するネットワークの形成を目的とする」（規約より）。

### 3. 対象者

- (1) 働くことのできない人：高齢・疾病・障害を持つ生活困窮者
- (2) 働くことのできる人：働くことのできる生活困窮者、自立支援センター・更生施設等の入所者、「ネットカフェ難民」、様々な就労阻害要因（軽度の障害など）を抱えた要保護者

### 4. 開始年月

1990 年ボランティアサークルふるさとの会設立

1999 年 NPO 法人自立支援センターふるさとの会法人格取得

### 5. 目的

生活困窮者が地域のなかで、安定した住居を確保し、安心した生活を実現し、社会のなかで再び人としての役割や尊厳・居場所を回復するための支援を事業として行うこと。

### 6. 取組内容

- (1) NPO 法人 自立支援センター ふるさとの会（1999 年 認証）  
三事業部と事務局で構成。

- ① 地域生活支援事業（地域で暮らすメンバーへの共同リビング提供、アパートやドヤへの訪問活動、共済会によるガレージセールなど）
- ② 宿泊所・自立援助ホーム事業（高齢・疾病・障害などにより 24 時間の生活支援が必要な人を対象にした在宅サービス導入型入居施設）
- ③ 就労支援事業（就労支援ホームの運営、技能修得支援、職業紹介など）

＊地域生活支援センターの実績

「地域生活支援センターすみだ」

墨田区を中心とした支援拠点である。「ホームレス地域生活継続支援事業」参加者の相談窓口であり、定期的にグループホーム、アパート居宅の生活保護受給者などとの交流を目的とした食事会などを開催している。地域生活移行支援事業の参加者、自立支援センター墨田寮退寮者（15名）などの就労自立層に向けて、アパートを借りる際の家賃保証を引き受けている。現在、305名がアパート保証制度を利用している。

支援対象者：アパート保証・生活サポート 305名

地域生活支援事業部 訪問・講習・職場年間参加者数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
関わり	728	684	909	747	682	728	824	807	717	732	701	690	8949
実数	134	125	147	117	105	134	138	137	133	130	135	132	1567

「元ホームレス被保護者自立支援事業」

平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までに 65 名の支援を継続している。平成 20 年から社会福祉 2 種宿泊所・簡易旅館から 13 名のアパート転宅支援を行っている。年間訪問は 1430 回（不在を含む）、職場体験講習（清掃・仏花）は 317 回、講習（園芸・健康教室・金銭管理・東京再発見）は 153 回。他、病院同行、物件内覧・手続き同行、各種手続きなどを 1 人 1 人に合わせた支援を行っている。

来年度が委託の見直しの為、来年度にむけ 3 年間の支援対象者の振り返り、事業の継続を目指している。

事業対象者 65名 (H22. 3月末)

墨田区居宅安定化事業 訪問・講習・職場年間参加者総数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
訪問	124	100	144	132	107	94	125	124	96	124	107	153	1430
講習園芸	4	6	6	10	8	5	4	5	4	6	9	9	76
講習健康	2	4	4	3	2	1	1	1	2	3	2	3	28
講習金銭	3	4	5	4	3	2	3	3	3	1	3	3	37

講習東京再発見	0	0	0	0	0	4	0	7	0	0	0	1	12
職場	43	40	48	24	22	22	19	22	14	23	19	21	317

一人暮らしに困難を抱える高齢者・路上生活者のための地域生活支援事業「共同リビングサービス」「敬老室日曜開放事業」

プログラムの内容		回数等		利用料金等		活動実績		
名称	概要	日・時間数	回数	利用者	担い手報酬	平均1回参加人員	延参加人員	参加実人員
リビングサービス	月・火・木・金で共同リビング（昼食・休憩所）を開放。また地域生活のサポートを行う。	6h	197回	1000、6000円	452070円	14人	2646人	65人
敬老室日曜開放	最終日曜をのぞく毎週日曜日、敬老室の日曜開放とイベントを行う。	7h	39回	0円	0円	36人	1395人	153人
隅田川花見大会	山谷堀公園でボランティアの歌唱指導・カラオケなど。お弁当とビールを提供。	4h	1回	300円	0円	23人	23人	23人
本所防災館見学会	墨田区の防災センターにて、1人暮らしでの地震・火災の際の注意、予防について学ぶ。	1h	1回	0円	0円	7人	7人	7人
ボーリング大会	墨田区にあるボーリング場にて、自慢の腕を振る光景が見られる。初心者・30年ぶりに参加するなどいろいろな方が参加された。	3h	3回	300円	0円	15人	46人	46人
隅田川花火大会	隅田公園。センターすみだ事務所内に集まって鑑賞。	2h	1回	300人	0円	30人	30人	30人
ふるさと夏祭り	毎年恒例の夏祭りを台東区の玉姫公園を2日間借り切って開催。地域の住民も参加多数。高野山東京別院のお坊さんが無縁供養。舞台は、連携している障害者団体のバンド演奏・東京善意銀行の手品マジック演奏・ロックバンドのボランティア参加。屋台は協力会員が担当。	5h 2日	1回	0円	0円	48人	98人	98人
葛西臨海公園	江戸川区葛西臨海公園にて、水族館・公園での時間を過ごす。初めて来館される方も多く、楽しんでいただけた。	3h	1回	300円	0円	17人	17人	17人
上野動物園	台東区上野動物園にて、アンケートにより動物園に行きたいと言う声が多く今回のプログラムを採用。都バスなどを活用する。	4h	1回	300円	0円	22人	22人	22人
クリスマス会	センターすみだ事務所内でプレゼント交換・音楽鑑賞・ケーキを配り季節の行事楽しんでもらう。	3h	1回	300円	0円	25人	25人	25人
ふるさと冬祭り	福祉行政の窓口が閉まる今年度は28日（例年は29日）から3日まで敬老室の利用者に毎日昼食の提供と東京善意銀行の演奏・バンドの生演奏・演歌歌手の歌唱を大晦日と3日に行う。この演奏への協力や炊き出しに多数のボランティアが参加。	7h 6日	1回	0円	0円	76人	456人	456人
カラオケ大会	歌自慢がこぞって参加。マイクを握ると話さないぐらいの方が揃う。歌の先生に参加してもらい場を一層貰いました。	3h	1回	300円	0円	19人	19人	19人

その他、障害者自立支援法のグループホーム（補助金事業）や自治体などから

の委託事業も受けている。

以下、関連団体。

- (2) ボランティアサークルふるさとの会（1990年 設立）  
アウトリーチや炊き出しなどの応急援護を中心に活動。
- (3) 有限会社ひまわり（2002年設立）  
訪問介護と居宅介護支援事業を行うヘルパーステーションの運営。
- (4) 株式会社ふるさと（2007年設立）  
給食センター、清掃、廃棄物処理などコミュニティビジネスの開発、就労阻害要因を抱える稼働層のケア付き就労、連帯保証人がいない人のための家賃保証事業など。
- (5) 有限責任事業組合 新宿・山谷ネットワーク（2008年設立）  
新宿と山谷における就労支援相談事業。ギャラリーカフェも運営。
- (6) NPO 法人 すまい・まちづくり支援機構（2009年認証）  
すまいづくり・まちづくりなどを行う非営利団体に対し、資金や知識資産の提供など企画起業支援事業を行う。
- (7) 更生保護法人 同歩会（2009年認可）  
福祉的支援が必要な刑務所出所者に対する更生保護相談事業を運営。

## 7. 効果（社会的な居場所を得たことによる利用者の変化など）

- (1) 働くことのできない人の支援  
困窮・単身・高齢要介護・認知症などの障害を抱える人を対象に、2009年度は病院、旅館、宿泊所などから延べ345名の地域居住を支援した。
- (2) 働くことのできる人の支援  
派遣切れが社会問題になる中での就労支援ホーム開設から1年経ち、日常生活の安定とともに就労支援へと重点が置かれてきた。就労を通じ、自己肯定につながる自信、自己治癒といったケアを他者との関係を通じて図り、本人の状態に合わせた自立への道筋を立てている。開設時から始めた就労プログラムは20年度延べ359名から1,100名に増え、生業扶助を使ったヘルパー2級取得者4名、精神障害者社会適応訓練者2名も加わった。更にケア付就労も含めた就労については7名から17名になり、アパート転宅においては6名が転宅し、ステップアップを果たした。

22年度は「精神障害者適応訓練」「自立支援プログラム（生業扶助）等の社会サービスの更なる充実を図り、外部企業との連携も含めた雇用創出に力を注ぎ、更なる雇用の拡大を図って行く。（「総会に向けての報告」より）

- ① 就労支援ホーム（単身女性・母子世帯）

2009年度事業利用者は9世帯(定員6)。年齢は20代~60代。前居所は社員寮、友人宅、ネットカフェ自宅など。就労阻害要因は注意欠陥障害、軽度の知的障害、軽度の精神障害(うつ病など)など。DVケース、外国人含む。5名はヘルパー、宿泊所生活支援補助(NPO雇用)、飲食店などの仕事に就き(半就労・半福祉)、4世帯がアパート転宅をした。

② 就労支援ホーム(生保中心)

2009年度事業利用者は21名(定員11)。内20代~30代が10名。前居所はネットカフェ、サウナ、路上など。就労阻害要因は感染症、軽度の知的障害、軽度の精神障害など。16名は宿泊所生活支援補助(NPO雇用)、ヘルパー、一般就労、社会適応訓練事業などに参加(半就労・半福祉)。4名がアパート転宅した。

③ 就労支援ホーム(非生保中心)

2009年度事業利用者は4名(定員4)。3名は路上生活歴あり。1名は他事業者運営宿泊所から転居。宿泊所清掃、宿泊所生活支援補助員、ヘルパーなどの仕事に就き、自活している(NPO雇用)。

\*就労支援ホームのプログラム実績は別表参照。対象者の平均年齢は43.9歳、全体の33.3%は知的または精神障害を抱えている(重複障害のケースもあり)。

④ 緊急就労・居住支援事業(非生保)

2009年度事業利用者は10名。内9名は40代~50代。前居所はアパート、旅館、路上など。全員が就労。内、宿泊所等での日常生活支援に8名が就く(NPO雇用)。

(3) 地域生活支援

地域生活移行支援事業に参加して公園からアパートに転宅した380名(平成16年、18年、19年度合計)のうち、344名はアパート生活を継続。

\*現在アパート生活を支援している586名の平均年齢は63.8歳(まもなく介護保険1号被保険者になる)、認知症・障害・要介護のいずれかに該当する人は75名(12.8%)である。今後の地域生活の継続が「効果」として問われると思われる。

8. 取組開始課程(取組を開始する契機となった問題点の発見、どのように組織作りをしていったか、当初の行政との関係など)

- (1) 「応急援護」(ボランティアの炊き出し)の限界から「居場所づくり」(高齢路上生活者自立支援センター・共同リビング)へ
- (2) 「社会的入院」という課題にぶつかる(宿泊所の運営へ)

- (3) 要介護対応の宿泊所開設・ヘルパーステーションの設置
- (4) 自立援助ホーム（支援付き住宅）の開設（居住支援＋社会サービスによる問題解決へ）
- (5) 認知症等高齢者の地域居住・生活支援を通して元ホームレス・生活保護受給者等の積極的雇用

#### 9. 利用者数（うち生活保護受給者の数）

- ・ 2010年7月の利用者総数は914名。
- ・ 914名の内訳は、宿泊所107名、自立援助ホーム172名、就労支援ホーム21名、グループホーム13名、地域居宅586名、緊急就労・居住支援事業15名。
- ・ 914名の内、生活保護受給者は819名。宿泊所、自立援助ホーム、就労支援ホームの18名、グループホームの9名、地域居宅の513名は生活歩を受給。
- ・ 緊急就労・居住支援事業はすべて生活保護法外。

#### 10. 行政との連携（今後、必要なことも含む）

NPOの自主事業を行政が活用し、プログラム化することが必要

#### 11. 取組費用をどのようにしているのか

- ・ 宿泊所、自立援助ホーム、就労支援ホームは生活保護費から利用料をまかっている。
- ・ 地域生活支援事業は、東京都福祉保健財団からの助成金と区からの委託費。
- ・ グループホームは区からの補助金。
- ・ 緊急就労・居住支援事業は都からの委託費。

#### 12. 取組実施に当たって困難だったこと（現在の状態も含む）

- ・ 資金調達（特に事業開始時。多くの場合、防災やバリアフリー化などの改修費用が自己資金）
- ・ 物件調達（賃貸物件の確保、東京の地価の高さなど）
- ・ 支援の対価がない（特に認知症など障害を抱える人への日常生活支援、社会サービスや就労支援のコーディネートを行うスタッフの人件費）

#### 13. 取組に携わる職員数、立場（NPO職員か、ボランティア等）

- ・ グループ全体で186名（2010年3月）。ボランティア含まず。
- ・ 内、これまで元ホームレス、被保護者等72名を雇用（全体の38％）。

ふるさとの会29名（生活支援業務）、株式会社ふるさと33名（清掃・施設職員補助）、ヘルパーステーション10名。

- ・ 2010年1月より緊急就労・居住支援事業（都受託）により10名を雇用。
- ・ 職場体験講習156名受け入れ実績。
- ・ ボランティア251名。

#### 14. 対象者にどのように広報していったか

- ・ 福祉事務所・地域包括支援センターなど公的機関への広報
- ・ アウトリーチ

#### 15. 地域社会との関わり

- ・ いろは商店街をよくする会（当会理事が共同代表）
- ・ 各事業所が地域の町会に介入（お祭り、防災訓練などに参加）
- ・ 物件提供（を受ける）
- ・ 共済会（ガレージセール）など地域に開かれた行事
- ・ 地域ケアネットワークにおけるカンファレンス、事例検討会
- ・ 就労支援プログラムによる地域清掃
- ・ 見守り（迷子老人の保護など）

## 21年度 就労支援事業部 就労支援ホーム 実績(総会用)

### 【就労支援実績】

#### プログラム参加状況(21年4月～22年3月)

プログラム名	内容	延べ参加人数
地域清掃	社会参加を目的に施設周辺の道路の清掃	103名
シンキング講習	ビジネスマナー、クロスワードパズルなど、自己で考える訓練	89名
就労活動	ハローワークで職種のイメージ、清掃講習などでスキルアップ	83名
施設賄い補助講習	ヘルパー2級取得を念頭に、「晃荘」での賄い補助を通じて日常支援訓練	289名
施設清掃	集団生活の訓練として利用している施設の清掃	127名
ミーティング	施設運営にコミットさせるための場	409名
各種ボランティア	越年冬祭り、帰宅困難者訓練、東京善意銀行主催のボランティア参加	21名
各種レクリエーション	はるかぜ利用者による自発的に計画した「ほおずき市見学」など	14名

#### 社会サービス(21年4月～22年3月)

サービス名	人数	備考
生業扶助	4名	ヘルパー2級取得
社会適応訓練	2名	訓練場所(ホテル三晃・あさひ館)

#### 就労実績(21年4月～22年3月)

形態	人数	備考
ケア付就労	13名	ヘルパー、清掃、賄い補助、宿直
外部就労	4名	蕎麦屋、弁当屋、コンビニ、アンケート調査



地域清掃



保育園運動会



ヘルパー就労

## (5) NPO 法人文化学習協同ネットワーク

### 1. 取組主体名

特定非営利活動法人文化学習協同ネットワーク

### 2. 協働の相手方

- (1) 東京都 青少年・治安対策本部（委託もと）
- (2) 西東京市（委託もと）
- (3) 厚生労働省職業能力開発局キャリア形成支援室、三鷹市、武蔵野市、 等

### 3. 対象者

- (1) 10代後半からおおむね30代前半までの「社会的ひきこもり」等の状態にあり、社会参加にむけて一歩踏み出そうとしている男女。
- (2) 生活保護受給世帯に所属する若者で、社会参加に何らかの支援を必要とする者。
- (3) いわゆる「フリースペース」の運営に特化しているわけではないが、当法人が事業展開し、利用者（子ども・若者）にとって「居場所である」と認識されている諸事業では、小学生から30代までそれぞれ対象としている。

### 4. 開始年月

- (1) 2008年4月より
- (2) 2008年4月より
- (3) 当法人の前身である団体の運動が始まったのは1974年。当初より今で言う「居場所」的な役割を果たしていたと考えられる。

### 5. 目的

どの事業においても、当法人では「発達保証」を最大の目的においている。各自により時どきの発達課題は異なるが、「自分を生きる主体をたちあげる」「人と社会と自分に対する信頼を回復する」ということは共通している。

### 6. 取組内容

- (1) 子ども発達支援事業
  - ①フリースペースコスモ
  - ②特別支援教育事業
  - ③こども土曜教室
  - ④冒険遊び場
  - ⑤サマースクール、スキーツアー等
  - ⑥おやの会

- ⑦文化学習センター（学習教室）
- (2) 若者自立支援事業
  - ①みたか地域若者サポートステーション（厚労省）
  - ②相模原地域若者サポートステーション（同）
  - ③高校中退アウトリーチ事業（同）      ④短期合宿型プログラム（同）
  - ⑤監禁合宿型若者自立プログラム（同）
  - ⑥交流スペース「コンパス」（東京都）
  - ⑦醜病被保護者ひきこもりニト対策事業（生保にかかわる事業）
  - ⑧武蔵野市引きこもりサポート事業
  - ⑨各種セミナー等
- (3) コミュニティビジネス(ソーシャルエンタープライズ)事業
  - ①コミュニティベーカーリー風のすみか    ②ニローネ風のすみか農場
  - ③IT事業プロジェクト(2009年度より準備開始)
- (4) 子ども若者育成支援事業（生保にかかわる事業・事業分野横断）
 

上記のそれぞれが、一人ひとりのかかわり方や期間により、利用者達にとって「居場所」として意識されている様である。

7. 効果（社会的な居場所を得たことによる利用者の変化など）

- (1) なによりも社会参加への「第一歩」であり、居場所が「基地」となることで、よりスムーズにステージアップができる。
- (2) 同じような境遇にある同世代と出会うことで、孤立をこる第一歩が踏み出せる。
- (3) 異質な他者との出会いが準備され、ある程度守られ、コーディネートのあるところで、自らの世界をひろげられる。
- (4) 「居場所」という社会を、より豊かに作り上げていく課程に参加することで「社会制作に向かう意欲と力」を各自なりに獲得できる。
- (5) 「居場所」を拠点とした、社会に開かれた学びに参加が保証される。
- (6) 概して他者・社会・自身への信頼を獲得し、または回復することに大きな役割を果たしている。
- (7) また、いったん居場所を「卒業」した者にとっても、居場所が「帰れる場所」として維持されていることで、困難に直面したときに孤立化していくことを防止している。

8. 取組開始課程（取組を開始する契機となった問題点の発見、どのように組織作りをしていったか、当初の行政との関係など）

- (1) 我々の運動の開始は1974年、学力不安が日本中を覆ったことから始

まっている。

- (2) 19990年代には「登校拒否・不登校」に関わる教育相談がよせられ、不登校の子ども達のためのフリースクールを開設した。
- (3) 90年代後半には「フリーター問題」として相談が寄せられる。同時に「ポスト不登校」の青年層に関わる相談も増えていく。これらの困難に対する支援事業は社会的に整備されていず、「やむにやまれず」当法人が手探りでプログラムをつくってきた。
- (4) やがて「ひきこもり」問題、「ニート」問題、最近では子ども・若者の貧困問題として社会的に意識され、行政サイドも施策の必要性を認識し、委託事業を受けるようになっていった。

#### 9. 利用者数（うち生活保護受給者の数）

当法人の3つの事業に照らして利用者をカウントすると以下の通り

- (1) 子ども発達支援事業：約60名
- (2) 若者自立支援事業：年間約600名（単発も含む）
- (3) その他家族会や講演会などの事業も行っている。

#### 10. 行政との連携（今後、必要なことも含む）

- (1) 若者にかかわる事業は、委託元としての厚生労働省や東京都との連携は強い。
- (2) 今後基礎自治体との、資金面を含めた連携が不可欠になってくる。特に「子ども・若者育成支援推進法」にもとづき、自治体との協同が社会的にも求められてくるだろう。

#### 11. 取組費用をどのようにしているのか

- (1) そもそも費用は、利用者負担（月謝）だった。
- (2) 2000年代中頃から若者支援の施策が国や自治体をはじめること、利用者負担を軽減もしくは免除して、委託費でまかなうようになった。
- (3) その他の事業や、法人会員の会費なども重要な収入源となっている。

#### 12. 取組実施に当たって困難だったこと（現在の状態も含む）

- (1) 活動資金の問題
  - そもそも「受益者負担」では限界があった。
  - 現状でも「委託費」には様々な制限があり、法人の持ち出し分もある。
- (2) 人材確保の問題
  - 前項とも関わるが、資金の問題で必要な人材を確保できないこともあつ

た。

→人材養成の仕組みがまだまだ社会的に整備されていない。

### 13. 取組に携わる職員数、立場（NPO 職員か、ボランティア等）

- (1) 法人全体の常勤職員は約20名。様々な事業に複数関わっていることが多い。
- (2) 非常勤の職員、ボランティア職員も数多い。

### 14. 対象者にどのように広報していったか

- (1) 当初の最大の広報は口コミだった。
- (2) やがて新聞折り込みを利用するようになっていく
- (3) 2000年前後からとくに若者支援事業を受託するようになると、圧倒的にホームページで知った利用者が多くなっている。

### 15. 地域社会との関わり

- (1) そもそも、地域の教育要求によって市民サイドから立ち上がった事業体であり、とくに子育て世代との関わりは強い
- (2) ここ数年、地域商店会に加盟し、市の商工会にも参加して、地元の産業界とつながっていく努力が始まっている。地域の祭り等に参加することから、子ども・若者たちが「地域デビュー」していく流れもうまれつつある。
- (3) ただし、こと若者支援の事業に関しては、身近な地域からよりも、いわゆる「外部」からの評価が高いように感じる。
- (4) 基礎自治体や地元の町会自治会等との関係づくりはこれからの重要課題。

(6) NPO 法人情報センターISIS 大阪、NPO 法人  
名古屋オレンジの会、ゼロからの会

<NPO 法人情報センターISIS 大阪>

1. 取組主体名  
NPO 法人情報センターISIS 大阪
2. 協働の相手方  
大阪府青少年課 枚方市教育委員会青少年課 枚方保健所
3. 対象者  
20代前半から30代のニートおよび社会的ひきこもりの若者
4. 開始年月  
平成21年4月1日
5. 目的  
仲間作りと社会参加による就労意欲の育成
6. 取組内容  
介護ボランティア・公園整備・パソコン技術習得・キャリアアップ指導
7. 効果（社会的な居場所を得たことによる利用者の変化など）  
社会とつながったことによる安心感が得られたこと
8. 取組開始課程（取組を開始する契機となった問題点の発見、どのように組織作りをしていったか、当初の行政との関係など）  
若者自身は就労をすごく意識しているが、就労以前に人とのつながりやコミュニケーションの悩みに対応する支援が重要であった。
9. 利用者数（うち生活保護受給者の数）  
30名（開設してから180名）生活保護を受給していると思われる人が、いると思いますが、会の方針で特定はしていません。
10. 行政との連携（今後、必要なことも含む）

民間の取り組みを大切にしながら情報交換などは大切だと思っている

11. 取組費用をどのようにしているのか  
利用者（家族）の負担 公的な助成金
12. 取組実施に当たって困難だったこと（現在の状態も含む）  
関わるスタッフの数が少ないこと。
13. 取組に携わる職員数、立場（NPO 職員か、ボランティア等）  
4名（NPO 職員・ボランティア）
14. 対象者にどのように広報していったか  
会報・講演会を通して・マスコミに認知の依頼
15. 地域社会との関わり  
枚方のそれぞれの立場の NPO 諸団体と協同で年1・2回活動している



枚方市 山田池公園 大阪・京都交流会

## <NPO 法人名古屋オレンジの会>

1. 取組主体名  
NPO 法人名古屋オレンジの会
2. 協働の相手方  
名古屋市障害福祉課、名古屋市青少年自立支援室
3. 対象者  
受給者本人、受給者の家族（計9人）
4. 開始年月  
H20より
5. 目的  
生活保護受給者の社会参加と自立支援
6. 取組内容
  - ① 地域活動支援センター作業所型  
…障害者の生活支援、就労支援
  - ② 若年者のための居場所  
…様々な体験を通しての社会参加
7. 効果（社会的な居場所を得たことによる利用者の変化など）  
孤立していた環境から仲間作りを通して精神的な安定を得てその結果、前向きに作業や体験活動に取り組み意欲的に生活をしている。
8. 取組開始課程（取組を開始する契機となった問題点の発見、どのように組織作りをしていったか、当初の行政との関係など）
  - ① 問題点の発見
    - ・ 当事者からの相談から
    - ・ 活保護の相談員、支援センターの相談員、役所等からの相談員から
  - ② 組織作り
    - ・ 当会独自の組織が既にあり、事業の一環として受け入れることになった
  - ③ 行政との関係
    - ・ 当会が独自に展開していた事業を行政の指導の枠組みの中で実施してい

る。生活保護に関する具体的な取り組みは行っていない。

9. 利用者数（うち生活保護受給者の数）

約 100 家族（10 人）

10. 行政との連携（今後、必要なことも含む）

- ① 研究会を発端として生活保護受給者の社会的居場所という新しい取り組みが生まれるとしたならば、職業等の機会を当事者に与えて欲しい。生活保護費として払うのではなく、職業訓練の一環として支給すれば、生産過程に当事者を取り組むことも可能になる。
- ② 生活保護受給を受ける段階に至る前に、生活困窮者に職業訓練等の機会を提供して欲しい。

11. 取組費用をどのようにしているのか

行政からの委託事業並びに助成事業費に加え、団体に対する寄付金

12. 取組実施に当たって困難だったこと（現在の状態も含む）

- ① 信頼関係を醸成するのが非常に難しい。精神的な問題が発生していることが多く、何らかのサポートがなく医療を十分に受けれていない。
- ② 就労に関してのハードルが高すぎることで機会が奪われている。

13. 取組に携わる職員数、立場（NPO 職員か、ボランティア等）

常勤 6 人 非常勤 6 人 ボランティア 2 人

14. 対象者にどのように広報していったか

ホームページ、チラシ、説明会、講演会

15. 地域社会との関わり

商店街の街作りプロジェクトの参加。地域での受け入れさきの開拓（個人商店、介護施設、等）

活動風景



地域のための自転車修理



レクリエーション風景



区民祭り風景



高岡健氏講演会風景

## <ゼロからの会>

1. 取組主体名  
ゼロからの会
2. 対象者  
20代半ばから40代前半の生きづらさを感じている青年達
3. 開始年月  
平成13年5月（大阪玉造にて）  
現在は神戸元町に移転、平成21年5月
4. 目的  
家族会の依頼を受けてひきこもる若者が元気になること
5. 取組内容  
サークル活動・おむすびカフェ運営
6. 効果（社会的な居場所を得たことによる利用者の変化など）  
社会的日常生活を送ることによって不安・孤独・怒りなどが癒され、元気になっていく様子が見受けられる。
7. 利用者数（うち生活保護受給者の数）  
現在12名（2名）
8. 行政との連携（今後、必要なことも含む）  
連携は必要と考えているが、現在はなし。
9. 取組費用をどのようにしているのか  
家族の負担・個人的な寄付
10. 取組実施に当たって困難だったこと（現在の状態も含む）  
経済的な問題
11. 取組に携わる職員数、立場（NPO職員か、ボランティア等）  
一般ボランティア・家族ボランティア6名

12. 対象者にどのように広報していったか  
講演会や会報・口コミ

13. 地域社会との関わり  
こらからの課題となります



おむすびカフェ



設立パーティー



お店の内部とスタッフ



ケーキ作りの指導

## (7) 社会福祉法人天竜厚生会

### 1. 取組主体名

救護施設 清風寮（静岡県浜松市：社会福祉法人天竜厚生会）

### 2. 協働の相手方

近隣農家、中小企業等

### 3. 対象者

実社会での就労訓練により、自立生活の向上および地域生活移行が期待できる者。

就労訓練として、連続勤務（毎日、半日～1日）が生活習慣として構築可能な者。

### 4. 開始年月

平成17年頃より取り組みをはじめ。

### 5. 目的

施設を退所し、自立生活を目的とする。「自立生活」とは、必ずしも一般在宅生活と規定しないで、障がい者グループホームや各種支援を受けながらの生活も視野に入れている。

### 6. 取組内容

生活の自立と経済的な自立の両者の必要性があるが、まず、家賃等の費用がかかることを想定して収入を得るための作業への意欲増進と継続的に従事できるスキルを延ばすために作業訓練を開始した。

また、施設を退所した後、日中の過ごし方が重要となるためアクティビティ能力のアップをねらう目的もある。

### 7. 効果（社会的な居場所を得たことによる利用者の変化など）

作業に従事し収入を得ることへの生活の充実感はもとより、農業作業という青空の下での自然と接する環境が安定した生活感につながるものとなった。また、農作業を通じて動植物の成長を見守りながらの作業は時期々々の変化のある生活を体感することができる。特に、知的障がいを伴う利用者にとって作業環境を工夫することによってモチベーションが大きく異なることがある。

知的障がい者のグループホームへの移行例からみると、施設では得られない「居場所」となることが分かる。個室におけるプライバシーの確保、自分の時間を確保して自由度が増える。それらが自立意識への向上を促している。

#### 8. 取組開始過程（取組を開始する契機となった問題点の発見、どのように組織作りをしていったか、当初の行政との関係など）

長年施設内の作業を中心に行われてきたが、施設生活に慣れてしまう結果生活意欲の減退等が見られ、外面的には自立度が高いと考えられる利用者も施設を退所してまでは考えられないというケースが大半であった。

自立意欲を促す意味で施設外の作業を検討し近隣の事業所等と接触を持ち始めたのが契機となった。「農業ネットワーク」が地元地域にあり、行政の紹介も得られていくつかの農家と相談することができた。

茶園農家、みかん農家、鶏卵場などがあり、2～3人ずつ関わることができた。しかし、作業成績もよく大変熱心な利用者に対しては、次の段階のことを考慮しなくてはならない課題にあたる。つまり、就労自立が見込まれば、その次に生活の場を施設以外にどう考えていくか大きな課題であった。

課題を分析すると以下の二点がある。

ひとつは、継続的な就労が必要なため支援する体制が必要となり、これは施設スタッフだけでは困難であること。

生活の場を移した場合、すぐに完全な自立生活は難しいため、生活を支援する体制が必要なこと。

これらについて市当局と相談し、具体的には「居宅生活移行支援事業」を市として立ち上げることが必要だと結論づけた。

#### 9. 利用者数（うち生活保護受給者の数）

入所利用者104名の内、一定以上の就労能力が認められる者（地域事業所による就労訓練）4名程度、地域生活移行が可能と認められる者（居宅生活訓練事業への参加）8名程度

#### 10. 行政との連携（今後、必要なことも含む）

行政との連携は不可欠なので、常日頃直轄担当区役所等に報告や情報提供に努力している。今後、現状以上に広域にわたっていくことを想定すると他区役所あるいは他市町との連携も必要になる。

入所だけではなく、在宅生活者が直接この「居場所」への利用もありえる。フットワークの良い生保支給決定が必要なので、各福祉事務所の目線あわせが重要ではないかと思われる。また、広域、複数事業所間の連携がはじまれば調

整機能をもつ専門職が配置（配置場所は特定しない）されることも大きな課題である。

#### 11. 取組費用をどのようにしているのか

「居宅移行支援事業」による補助金の範囲で担当職員の配置が可能となっている。それ以外の費用は施設持ち出しである。例えば、移行支援で試行的に生活の場とする場所を職員宿舎を大幅な改修をして使用しているがその改修費用及び宿舎の提供等。

#### 12. 取組に携わる職員数、立場（NPO 職員か、ボランティア等）

施設で配置し、ソーシャルワーカー、ケアワーカー各1名。今後の進め方は不確定でより広域、対象者の範囲拡大を考慮すれば独自の支援機関が必要ではないかと考えている。

#### 13. 地域社会との関わり

作業で関わった農家や近隣住民とのかかわりの中で徐々に交流がはじまっている。交流が深まれば近隣住民への認知も広がるものと期待し、新たな協力や支援を見込むことができる。

